

議案第17号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第4号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第7条第2項中「第2号」を「第3号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同条第3項中「第3号」を「第4号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第8条第2項中「第1号」を「第2号」に改める。

第14条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項第1号中「第2号」を「第3号」に改める。

第15条中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第36条第1項中「第2号」を「第3号」に改める。

第45条の2第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

第48条及び第49条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>第6条 特別賃貸町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる者で前条第1項第4号及び第5号に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 第5条第2号ア(エ)に掲げる普通町営住宅の入居者は、同条各号(高齢者等にあつては、同条第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 普通町営住宅については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者で第5条第3号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 町長は、入居の申込みをした者が、第5条第1号に規定する身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とする者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第6条 特別賃貸町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる者で前条第1項第5号及び第6号に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 第5条第3号ア(エ)に掲げる普通町営住宅の入居者は、同条各号(高齢者等にあつては、同条第3号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 普通町営住宅については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者で第5条第4号及び第6号に掲げる条件を具備する者を同条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 町長は、入居の申込みをした者が、第5条第2号に規定する身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とする者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</p> <p>3 (略)</p>

現 行	改 正
<p>(同居の承認)</p> <p>第14条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>法規則第10条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 当該承認による同居のあとにおける入居者に係る収入が第5条第2号に規定する金額を超えるとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第14条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>法規則第11条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 当該承認による同居のあとにおける入居者に係る収入が第5条第3号に規定する金額を超えるとき。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(入居の承継)</p> <p>第15条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>法規則第11条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第15条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>法規則第12条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p>
<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は<u>法規則第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は<u>法規則第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第36条 町長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した当該町営住宅の入居者の収入の額が第5条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、当該町営住宅に引き続き3年</p>	<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第36条 町長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した当該町営住宅の入居者の収入の額が第5条第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、当該町営住宅に引き続き3年</p>

現 行	改 正
<p>以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第45条の2 町長は、町営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、<u>第5条第5号</u>に掲げる要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第48条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第49条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第45条の2 町長は、町営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、<u>第5条第6号</u>に掲げる要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第48条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第49条 町長は、法第44条第3項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>